

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月23日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第5号

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

高速艇に係る通勤手当に関する規則（昭和53年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(船舶の定義)</p> <p>第2条 給与条例附則第4項の人事委員会と協議して教育委員会規則で定める船舶は、高松港と土庄港、<u>草壁港若しくは宮浦港との間又は宇野港と宮浦港との間に運航されている定期航路船舶</u>（海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づく一般旅客定期航路事業として運航されている船舶をいう。）で航海速力が21ノット以上のもの（<u>宇野港と宮浦港との間に運航されているもの</u>にあつては、<u>発着時刻が0時以後6時以前であるものに限る。</u>以下「高速艇」という。）とする。</p> <p>(特別料金等の額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>高松港と宮浦港との間に運航されている高速艇を利用した場合</u> 700円</p> <p>(5) <u>宇野港と宮浦港との間に運航されている高速艇を利用した場合</u> 290円</p> <p>4 略</p>	<p>(船舶の定義)</p> <p>第2条 給与条例附則第4項の人事委員会と協議して教育委員会規則で定める船舶は、高松港と土庄港との間又は<u>高松港と草壁港との間に運航されている定期航路船舶</u>（海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づく一般旅客定期航路事業として運航されている船舶をいう。）で航海速力が21ノット以上のもの（以下「高速艇」という。）とする。</p> <p>(特別料金等の額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例附則第4項第2号に規定する特別料金等の額は、同号の支給単位期間における次の各号に掲げる高速艇の利用の区分に応じて当該高速艇の利用回数を当該各号に定める当該高速艇の利用に係る利用1回当たりの特別料金等の額に乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p>

第2号様式 (第4条関係)

高速艇利用実績票

殿

高速艇に係る通勤手当に関する規則第4条の規定に基づき提出します。

年 月 日受理

年 月 分 所 属		職 氏 名		⑧ 高速艇利用回数券の領収書等	
高速艇の利用の有無 (利用した場合に○印を付すこと。)		高速艇の利用の有無 (利用した場合に○印を付すこと。)		高速艇用定期券の利用期間	
出 勤 時		退 勤 時		日 間	
高松港・土庄 港間の高速艇	高松港・土庄 港間の高速艇	高松港・土庄 港間の高速艇	高松港・土庄 港間の高速艇	高松港・土庄 港間の高速艇	高松港・土庄 港間の高速艇
20時前 後発着	20時前 後発着	20時前 後発着	20時前 後発着	20時前 後発着	20時前 後発着
A	B	C	D	E	F
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

〔記入上の注意〕

- 「20時前発着」とは発着時刻が20時前である高速艇をいい、「20時以後発着」とは発着時刻が20時以後である高速艇をいう。
- 月の途中で高速艇利用届を提出した場合はその日から、月の途中で高速艇の利用を廃止した場合はその日の前日までの日について○印を付すこと。
- 高速艇用回数券で乗船した場合は、「備考」欄に「回」と記入すること。
- 高速艇用定期券により高速艇を利用する場合は、「高速艇の利用の有無」欄には、記入しないこと。
- 「高速艇用定期券の利用期間」欄には、この月における高速艇用定期券の通用期間を記入し、当該定期券を出勤時に利用する場合は「出勤時」を、当該定期券を退勤時に利用する場合は「退勤時」を○で囲むこと。
- 「高速艇用回数券の領収書等」欄には、高速艇用回数券の領収書等を貼り付けること。
- 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の第2条並びに第7条第3項第4号及び第5号の規定は、この規則の施行の日以後における高速艇の利用について適用し、同日前における高速艇の利用については、なお従前の例による。
- 改正前の第2号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

第2号様式 (第4条関係)

高速艇利用実績票

殿

高速艇に係る通勤手当に関する規則第4条の規定に基づき提出します。

年 月 日受理

年 月 分 所 属		職 氏 名		⑧ 高速艇利用回数券の領収書等	
高速艇の利用の有無 (利用した場合に○印を付すこと。)		高速艇の利用の有無 (利用した場合に○印を付すこと。)		高速艇用定期券の利用期間	
出 勤 時		退 勤 時		日 間	
高松港・土庄 港間の高速艇	高松港・土庄 港間の高速艇	高松港・土庄 港間の高速艇	高松港・土庄 港間の高速艇	高松港・土庄 港間の高速艇	高松港・土庄 港間の高速艇
20時前 後発着	20時前 後発着	20時前 後発着	20時前 後発着	20時前 後発着	20時前 後発着
A	B	C	D	E	F
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

〔記入上の注意〕

- 「20時前発着」とは発着時刻が20時前である高速艇をいい、「20時以後発着」とは発着時刻が20時以後である高速艇をいう。
- 月の途中で高速艇利用届を提出した場合はその日から、月の途中で高速艇の利用を廃止した場合はその日の前日までの日について○印を付すこと。
- 高速艇用回数券で乗船した場合は、「備考」欄に「回」と記入すること。
- 高速艇用定期券により高速艇を利用する場合は、「高速艇の利用の有無」欄には、記入しないこと。
- 「高速艇用定期券の利用期間」欄には、この月における高速艇用定期券の通用期間を記入し、当該定期券を出勤時に利用する場合は「出勤時」を、当該定期券を退勤時に利用する場合は「退勤時」を○で囲むこと。
- 「高速艇用回数券の領収書等」欄には、高速艇用回数券の領収書等を貼り付けること。
- 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。